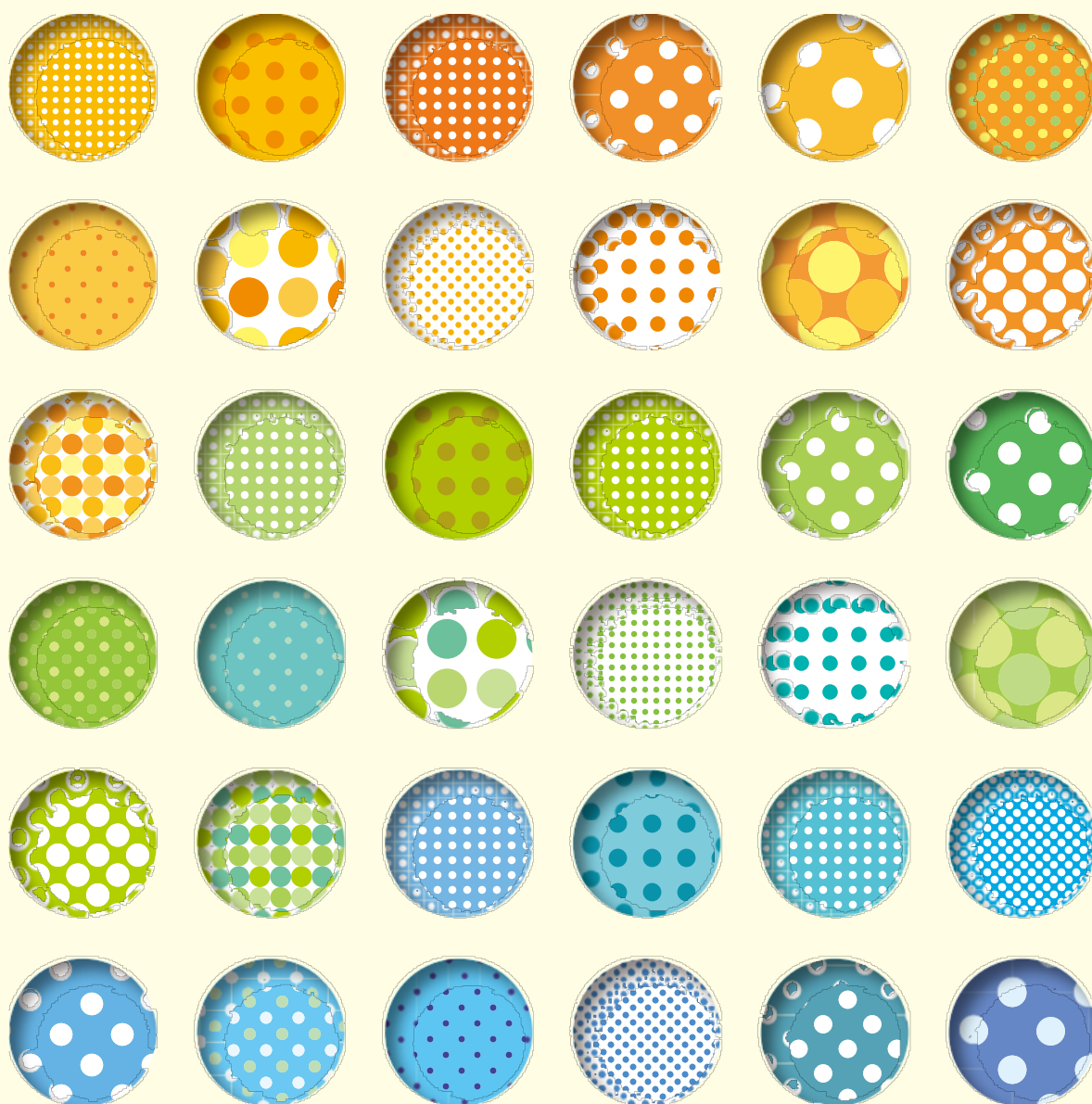


横須賀市人権施策推進指針〔改定版〕

～市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される社会を目指して～



令和元年（2019年）7月

横 須 賀 市

はじめに

横須賀市は、市民一人ひとりを、かけがえのない個人として尊重するとともに、さまざまな差別や偏見をなくし、人権が侵害されることのないまちを目指しています。

平成19年（2007年）に、人権尊重の理念に基づく市政に取り組むことを示した「横須賀市人権都市宣言」を行い、この宣言の理念に基づき、今後の人権施策を着実に推進していくための道しるべとして、平成21年（2009年）には「横須賀市人権施策推進指針」を策定しました。

しかし、この10年で世の中は著しく変化し、社会はさらに複雑化、多様化しました。それに伴って、人権を取り巻く状況もまた大きく変わり、インターネットによる差別的な書き込みや、性的マイノリティ、自殺をめぐる問題など新たな人権問題が発生しています。

このような社会情勢の変化に伴う新たな人権課題や、人権を取り巻く環境の大きな変化に対応すべく、このたび10年ぶりに「横須賀市人権施策推進指針」の改定を行いました。

今回の改定により、指針は一層時代に即した姿となりました。これからも人権施策推進の道しるべとしての役割を担うこととなります。

また、改定とともに、平成31年（2019年）4月から、神奈川県下では初となる「パートナーシップ宣誓証明制度」を導入し、人権に関する新たな取り組みを開始したところです。

今年5月にわが国は「令和」という新たな時代を迎え、来年にはオリンピック、パラリンピックが開催されます。そして、そこには、人権尊重を基礎とする「オリンピック憲章」の理念があります。

新たな時代がますます人権を大切にする時代となることを祈るとともに、今後もこの「横須賀市人権施策推進指針」のもと、市民の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、皆が多様性を尊重し自分らしく暮らすことができる、「誰も一人にさせないまち」を目指していきます。

令和元年（2019年）7月

横須賀市長 上地克明

目 次

	ページ
第1章 人権施策推進指針の策定にあたって	1
1 人権を取り巻く動向	1
(1) 人権の成り立ちと意義	1
(2) 国内外の動向	1
2 指針策定の趣旨	2
(1) 人権施策推進の背景	2
(2) 人権施策推進指針策定のための取り組み	2
(3) 指針の性格	3
(4) 指針の位置付け	3
(5) 改定について	4
第2章 基本理念（人権都市宣言）	5
第3章 人権施策推進の基本的な方向	6
1 施策共通の基本的方向	6
(1) 人権教育・啓発の推進	6
(2) 相談体制の充実	6
(3) 市民や関係機関との連携の推進	6
(4) 人権尊重の視点に立った市政の推進	6
2 分野別課題解決への基本的方向	7
(1) 男女共同参画	7
(2) 子ども	11
(3) 高齢者	15
(4) 障害者	18
(5) 同和問題	22
(6) 外国人	25
(7) 患者等	28
(8) インターネットによる人権侵害【新】	31
(9) 性的マイノリティ【新】	34
(10) 自殺をめぐる問題【新】	38
(11) その他の人権課題	41
第4章 今後の人権施策推進に向けて	45
1 庁内推進体制の整備	45
2 第三者評価機関の設置	45
3 市民意識調査の実施【新】	45
4 人権施策推進指針の見直し	45

資料編	46
人権関係法律および条約等一覧表	46
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（関係条文）	47
部落差別の解消の推進に関する法律	49
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 解消に向けた取組の推進に関する法律	50
人権施策推進会議条例	52
人権施策推進会議委員	53

第1章 人権施策推進指針の策定にあたって

1 人権を取り巻く動向

(1) 人権の成り立ちと意義

「人権（基本的人権）」という言葉は、誰でも聞いたことがあると思います。しかし、友達や家族の間の日常的な会話でこの言葉が使われることは、ほとんどないかもしれません。人権は、私たちにとってとても大切なものです。それにもかかわらず、人権は傷つきやすく、もろいものです。そのため、自分たちの人権をまもるためには、人権の歴史、人権の意味、人権の価値を正確に理解することが必要です。

人権は、憲法第97条が明記しているように、文書で確認された自由や権利ということ言えば、1215年のマグナ・カルタ（イギリス）※P4参照に始まる「人類の多年にわたる自由獲得の努力」の成果です。このような努力の結果、「自由は人間の本質そのものである」とか、「奪うことができないという点において、自由は人間に固有のものである」と考えられるようになりました。

人権は、誰かから与えられるものではありません。人権は、すべての人が生まれながらにして、等しく有しているものです。自分一人だけではなく、すべての人がそれぞれ人権を有しています。従って、人権は、「自分だけよければよい」ということを意味する権利ではありません。人権の保障にとっての第一歩は、それぞれが互いに「かけがえない個人」であることを認め、尊重し合うことです。

人権は、理念としては「侵すことのできない」（憲法第11条、97条）権利ですが、実際には、制約されることがあります。ある人の人権と他の人の人権が衝突することがあります。その場合には、両者の調整が必要になります。どのような調整ならばよいのか、個別的・具体的に考えなければなりません。また、安全や秩序の維持などの理由で、人権が制限されることもあります。そのような場合には、制限する目的や規制する手段の妥当性を考えなければなりません。人権に対する制約は、他人事ではないのです。

(2) 国内外の動向

人権として保障される権利は、歴史の進展の中で拡大してきました。人間が人間らしく生きるために、自由権や平等権ばかりでなく、参政権や社会権も権利として保障されるようになりました。昭和21年（1946年）に制定された憲法は、第三章「国民の権利及び義務」で多くの権利を保障しています。しかし、その後の社会の進展の中で、憲法に書かれていない権利（これを「新しい人権」と呼んでいます）も、人間らしく生きるために必要な権利であると認められるようになりました。その代表的な例が、プライバシーの権利です。

第二次世界大戦後は、人権は国際社会においても保障されています。「世界人権宣言」（昭和23年（1948年））、「人種差別撤廃条約」（同40年（1965年））、「国際人権規約」（同41年（1966年））、「女子差別撤廃条約」（同54年（1979年））、「子どもの権利条約」（平成元年（1989年））、「強制失踪条約」（同18年（2006年））、「障害者の権利に関する条約」（同18年（2006年））など、多くの人権に関する条約等

が採択され、発効しています。

また、平成28年（2016年）には、「障害者差別解消法」（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）、「ヘイトスピーチ解消法」（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）、「部落差別解消法」（部落差別の解消の推進に関する法律）など、差別解消に向けた法律の整備も進められました。

2 指針策定の趣旨

（1）人権施策推進の背景

日本国憲法において、公務員は憲法の尊重擁護の義務を負っています（第99条）。横須賀市の職員も、この「公務員」に含まれます。

地方公共団体の運営は、地方自治法に依拠しています。地方自治法において、地方公共団体の基本的な役割を「住民の福祉の増進を図ること」としており（第1条の2）、国との役割分担として、「住民に身近な行政」が地方公共団体に委ねられています。この役割の遂行において、憲法が「国民に保障する自由及び権利」（憲法第11条）を具体的に保障する責務を負います。

さらに、人権教育、啓発に関しては、平成12年（2000年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体の責務として、「施策を策定し、及び実施する」こととされました。横須賀市として進める人権施策は、以上のような法令に依拠し由来しています。

これら憲法や法律の趣旨を踏まえ、これまで横須賀市は、人権擁護のためのさまざまな取り組みを進めてきました。

しかし、人権問題がすべて克服されたわけではなく、価値観やライフスタイルの多様化、情報化と国際化の進展、人権意識の高まりなどの社会情勢の変化に伴って、新たな人権問題が生じたり、表面化したりするようになりました。

これらの問題を解決していくためには、どのような基本的考えに立脚し、どういった道筋で問題を解決していくべきなのか。それを探る新たな取り組みを始めました。

（2）人権施策推進指針策定のための取り組み

こうしたことを受けて横須賀市は、平成13年度（2001年度）から人権関係調査研究事業に着手しました。

まず、学識経験者を人権関係調査研究専門委員に委嘱し、庁内プロジェクトチームとともに1年間、検討を行い、人権尊重の理念に基づいた市政を確立するため、人権宣言を行い、引き続き指針の策定を検討することとしました。

平成14年度（2002年度）には、専門委員と関係団体代表者、公募市民による「人権擁護推進懇話会」を設置し、庁内プロジェクトチームとの協議、検討が行われた結果、「（仮称）横須賀市人権宣言案」が作成されました。

平成15年度（2003年度）には、広く市民の意見を聴くため、パブリック・コメント手続を実施し、その後、修正のための検討を経て、平成19年（2007年）2月18日に挙行さ

れた「市制施行100周年記念式典」において、市長自ら「横須賀市人権都市宣言」を行いました。

この動きと並行して、この宣言の理念を具体化するため、人権課題を分野ごとに整理し、人権施策の方向性を示す「横須賀市人権施策推進指針」を策定することとして、そのための諮問機関として、平成18年度（2006年度）、新たに「横須賀市人権懇話会」を設置しました。

新しい懇話会では、横須賀市の人権施策の在り方について、18回にわたる協議が重ねられ、平成20年（2008年）3月に、「横須賀市人権施策推進に関する提言」が取りまとめられました。

平成20年度（2008年度）には、関係課職員11名による庁内プロジェクトチームを発足させ、この提言書を踏まえ、人権施策推進のための指針策定作業を進めました。

（３）指針の性格

横須賀市は、目指すべき都市像として「国際海の手文化都市」を掲げ、その実現に向け平成9年（1997年）に「横須賀市基本構想」を策定しました。この中で、まちづくり政策の一つとして「健康でやさしい心のふれあうまち」を掲げ、「すべての人々が互いの存在を認め合い、差別を受けることなく、生活できる環境」づくりに取り組んできました。

そして、前述のとおり、横須賀市は、平成19年（2007年）に、人権尊重の理念に基づく市政を推進するために努力することを表明した「横須賀市人権都市宣言」を行いました。

「横須賀市人権施策推進指針」は、今後の人権施策の推進に当たり、「横須賀市基本構想」に基づいて各分野で進められている施策を人権擁護の視点からとらえ直し、取り組むべき方向性を明らかにして、「横須賀市人権都市宣言」に込められた人権尊重の理念に基づいて、より確実に進めていくための道しるべとして平成21年（2009年）に策定しました。

（４）指針の位置付け

「横須賀市人権施策推進指針」は、横須賀市基本計画を上位計画とし、「横須賀市人権都市宣言」に込められた人権尊重の理念に基づき、各分野別計画と連携し、今後の人権施策をより確実に進めていくためのガイドラインとして策定しました。

人権尊重の理念はどの分野においても配慮すべきものであり、人権尊重の理念に基づく市政を推進するためには、「横須賀市男女共同参画プラン」「横須賀子ども未来プラン」「横須賀高齢者保健福祉計画（第7期介護保険事業計画を含む）」「横須賀障害者福祉計画」など、その他の計画との連携は欠かせません。

また、憲法や人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、人権擁護のためのさまざまな取り組みを進めています。

（５）改定について

平成19年（2007年）2月18日の「市制施行100周年記念式典」において、「横須賀市人権都市宣言」を行いました。

この宣言の理念を具体化するため、人権課題を分野ごとに整理し、人権施策の方向性を示す「横須賀市人権施策推進指針」を平成21年（2009年）1月に策定しました。

そして、平成22年（2010年）には、学識経験者、市民等の第三者による「横須賀市人権施策推進会議」（以下、「推進会議」という）を設置しました。

推進会議からは、毎年度「横須賀市人権施策推進指針」の分野別課題に係る市の施策・事業について人権擁護の観点から評価を受け、横須賀市の人権擁護にかかわる取り組みを総合的かつ効果的に進めてきました。

一方、社会情勢の変化に伴う新たな人権問題の発生など、人権を取り巻く状況が変化しています。

多様化、複雑化が進む社会の諸問題に的確に対応し、より一層時代に即した指針とするため、推進会議から意見をいただき改定を行いました。

用語解説

※マグナ・カルタ

大憲章と訳される。1215年、イギリスの貴族たちがジョン王の不法な政治に抵抗して承認を強制したもの。恣意的（しいてき）な課税の禁止など、主として封建貴族の権利を再確認したものだが、その中の諸条項が近代になって人民の自由と議会の権利を擁護したものと解釈され、権利請願（1628年）、権利章典（1689年）とともに、イギリス憲法の三大法典と称される。

第2章 基本理念（人権都市宣言）

「人権の世紀」と言われる21世紀の今日においても、差別や虐待などの人権問題が存在しています。

憲法などにおける人権の保障は、ゴールラインではありません。それらは、現実にも人権を保障するためのスタートラインです。この問題意識を踏まえて、「人権都市宣言」は、横須賀市が自治体の責務として人権尊重の理念に基づく市政を推進するために努力することを宣言したものです。

人権都市宣言は、人権が、世代や性などの違いにかかわらず、すべての人に等しく保障される権利であること、そして市民一人ひとりが、かけがえのない存在であることをうたっています。

横須賀市は、人権都市宣言を人権施策推進の基本理念と位置付け、人権都市宣言の精神を具体化し、現実のものとする人権施策を進めていきます。

横 須 賀 市 人 権 都 市 宣 言

人権は、人が人であることに基づいて、当然に保障される権利です。すべての人は、生まれながらにして、等しく人権を有しています。しかしながら、現実には差別や虐待などの人権問題が存在しています。

横須賀市は、子どもから高齢者まで世代を問わず、また性別や国籍を問わず、この地に暮らし、働き、学び、遊ぶ市民一人ひとりをかけがえのない個人として尊重します。

さまざまな差別や偏見をなくし、人権が侵害されることのない都市をめざして、市民と協働しつつ、人権尊重の理念に基づく市政に取り組むことを宣言します。

平成19年（2007年）2月18日

横 須 賀 市 長